

平成29年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

| 議案番号 | 議案の名称 | 審査結果 | 採決日 |
|--------|---|--------------|-------|
| 議案第79号 | 宝塚市市民福祉金条例を廃止する条例の制定について | 可決 (賛成多数) | 10月4日 |
| 議案第80号 | 宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | 9月12日 |
| 議案第81号 | 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第82号 | 宝塚市立公民館設置管理条例の全部を改正する条例の制定について | 可決 (賛成多数) | |
| 議案第83号 | 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第84号 | 宝塚市障害福祉基金条例の制定について | 可決 (全員一致) | 10月4日 |
| 議案第90号 | 平成28年度宝塚市病院事業会計決算認定について | 認定 (全員一致) | 9月12日 |
| 議案第92号 | 公の施設（宝塚市立養護老人ホーム福寿荘）の指定管理者の指定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第93号 | 公の施設（宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター）の指定管理者の指定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第94号 | 公の施設（宝塚市立高司児童館）の指定管理者の指定について | 可決 (全員一致) | |
| 請願第17号 | 教育条件整備のための請願 | 採択 (全員一致) | |
| 請願第19号 | 地域自治の推進に関する請願 | 採択 (全員一致) | |

審査の状況

① 平成29年 9月 7日 (議案審査)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○みとみ 稔之 井上 聖 伊福 義治
たけした 正彦 田中 こう 三宅 浩二 若江 まさし

② 平成29年 9月12日 (議案審査)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○みとみ 稔之 井上 聖 伊福 義治
たけした 正彦 田中 こう 三宅 浩二 若江 まさし

③ 平成29年10月 4日 (議案審査)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○みとみ 稔之 井上 聖 伊福 義治
たけした 正彦 田中 こう 三宅 浩二 若江 まさし

④ 平成29年10月 5日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○みとみ 稔之 井上 聖 伊福 義治
たけした 正彦 田中 こう 三宅 浩二 若江 まさし

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第79号 宝塚市市民福祉金条例を廃止する条例の制定について

議案第84号 宝塚市障害福祉基金条例の制定について

議案の概要

（議案第79号）

第2次宝塚市行財政運営アクションプランに基づき、市民福祉金を廃止し、障害者施策における課題解消と事業充実のための基金を新たに創設するなど、より良い施策や事業への転換を図っていくため、条例を廃止しようとするもの。

（議案第84号）

市民福祉金条例の廃止に伴い、障害のある方を対象として支給していた市民福祉金の財源を今後も障害者福祉施策の資金に充てるための基金を新設し、障害者が将来にわたって安心して暮らせる社会の実現に資するため、条例を制定しようとするもの。

審査（9月12日）

論点 1 市民への説明は十分か

<質疑の概要>

問1 市民福祉金を廃止して、新たな基金を創設することだが、こうした一連の計画はどれだけの当事者に周知されているのか。

答1 障がい者への周知については、宝塚市自立支援協議会を初め、各障がい者団体を通じて廃止についての説明や代替施策についての意見交換を行った。ひとり親家庭については現時点で説明会は行っていないが、子どもの生活についてのアンケート調査を実施し、代替施策について検討した。市民福祉金の廃止については、9月5日の日刊紙に掲載されたことで一定周知はされていると思われる。今後9月定例会で決定されれば、10月下旬を目途に受給者に市民福祉金の廃止理由や、よりよい施策への転換についての案内を行い、相談窓口の案内も送付して、丁寧に対応していく。

問2 新聞報道で知らされるというのは、知らされ方としては問題がある。代替施策のことは後から付いてきたので、新聞を見た人が情報として知ったのは市民福祉金の廃止だった。障がい者団体に説明をできていたのかもしれないが、当事者からは「廃止だけはやめてほしい」という声や「説明責任が果たされていない」という声を聞く。そういう声が届いているのか。また、市民福祉金の廃止と代替施策について、最低、当事者の理解は得られていると判断しているのか。

答2 障がい者団体ごとへの説明は確かに少しおこなっている。最初の説明は9月3日に行い、8日には別の団体に説明を行った。昨年度、障がい者団体に話をしたときに自立支援協議会で説明をすべきとの提案を受けたので、本年5月以降、自立支

援協議会の 4 つの専門部会で代替施策の説明を障害福祉課が行った。市民福祉金廃止の方針は政策として決まっていたため、そこでは市民福祉金廃止の是非を問うたのではなく、市民福祉金の財源を本当に支援に生きる形で使えるのかという点について話をした。ただし、市民福祉金を廃止すれば財源を確保できるので、代替施策の実現はプロセスとして現実味を帯びるということは伝えている。今後も継続して話をしていきたい。各障がい者団体への説明は今後 3 回予定しているが、市民全員への説明の機会は今後の課題として検討していく。

問 3 低所得者に対する対策も必要であるが見えてこないし、説明も不十分である。そもそも宝塚市で自立支援協議会の位置づけとしては、どういったところか。

答 3 障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定されているもので、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、障がい当事者、その家族、関係機関、関係団体、その他関係者が相互に連絡を図ることによって障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、連携を図るとともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うものとされている。宝塚市では、平成 21 年 1 月に設置している。全体会、各部会（けんり・くらし部会、しごと部会、こども部会）及び各部会の会長・副会長からなる定例会で構成される。

問 4 自立支援協議会で市民福祉金の廃止や基金のあり方、低所得者対策など、全て議論するべきであった。議事録を見ても具体的な説明があったとは思われない。基幹相談支援センターや地域生活支援拠点などは、障害福祉計画の中で平成 27 年度に自立支援協議会での検討を経て、今年度には整備されることになっているがいまだに整備されていない。施策について自立支援協議会で説明があっても、「こういうことがいいよね」程度にしか思われていなかったのでは。

答 4 自立支援協議会で代替施策を検討したというのは、昨年 10 月に主な障がい者団体が集まって意見交換をした際に、代替施策を検討していくに当たっては、地域の中で障害福祉についての関係者が構成員となっている自立支援協議会がふさわしいという意見があったためであった。自立支援協議会は性格上、諮問・答申する機関ではなく、意見を聞く場であり、その中で必要性、緊急性の高いものをたたき台にして意見を伺った。

問 5 市民福祉金を来年度は 2 分の 1 支給、再来年度から廃止する一方、福祉基金条例を制定し来年度はその 2 分の 1 を積み立て、再来年度は相当額を積み立てて、代替施策を行っていくという内容を関係者に対して説明は行ったのか。

答 5 障がい者団体には 9 月 3 日と 8 日に説明会を行った。ひとり親家庭については当事者で構成される団体が存在しないので、現時点で説明会は行っていない。

問6 自立支援協議会では、市民福祉金の廃止と代替施策をセットで説明するのは極力避けてほしいという話があったというが、廃止した分を財源として基金に積み上げて代替施策をするということを関係者は理解しているのか。

答6 自立支援協議会からセットでの協議を避けてほしいと言われたわけではない。同会の会長と協議をする中で、市民福祉金廃止の話をするそれぞれ当事者の立場が違い、当事者だけでなく支援者の立場、学識経験者の立場など第三者の目が多く入る場なので、まずは市の施策として市民福祉金の廃止を決定した上で、代替施策については同会で協議すべきだろうという意見であった。各障がい者団体には、9月3日から個別に説明を行っており、市民福祉金の廃止と代替施策のことをセットで話をしている。今後も、10月にわたるかもしれないが、各団体に説明を行っていく。

問7 現段階で、説明会での反応はどういったものか。

答7 例えば、9月3日の身体障害者福祉団体連合会への説明会では、市民福祉金を生活のあてにしている人も多いので廃止は困るという意見、廃止ありきというのはそもそもどうなのか、また70%以上の人は低所得者なので、その方たちへの代替施策も必要などという意見があった。また、同月8日の手をつなぐ育成会への説明会では、市民福祉金は大切なお金なのでなくすのは困るという意見も確かにある一方、代替施策に理解を示す意見もあった。廃止に係る経緯や代替施策でどのように活用をしていくのかという説明は今後も手をつなぐ育成会のほうで続けてほしいということであった。また、財源不足の中、ほかの施策に充てることなく、本当に基金に積んでいけるのかという意見もあった。

問8 市民への説明には、市民福祉金の廃止に至る背景と他市の事例について含まれていたか。

答8 市民福祉金の廃止に至る理由と、阪神間の各市で廃止、支給停止したところがあるということと、9月3日の説明会では、三田市のみ制度が残っているという説明はしている。

問9 市民福祉金の廃止に至る背景の説明について、市民から意見は出なかったのか。

答9 三田市が残した理由、他市が廃止した理由の具体的な調査はしたかという問いはあったが、その時点では調査をしていないとお答えしている。市の財政状況を説明した際、行革の中で全く廃止するものではなく、障がい者施策の課題解決のため必要な施策に転換していくものであるという説明をしている。

論点 2 市民福祉金の廃止と施策への転換内容の妥当性

<質疑の概要>

問 1 障害福祉基金に積み立てる額はどのように決めているのか。

答 1 現在の市民福祉金の事業額約 3 億 3 千万円のうち、障がい者の方への給付額は約 2 億 7,700 万円で、その相当額を障害福祉基金に積み立てる予定である。

問 2 市民福祉金の受給者 1 万 2,091 人のうち、6.1%にあたる 741 人が生活保護受給者である。低所得者からの要望を受け、議論した上で市民福祉金を廃止しようとしているのか。

答 2 生活保護受給者の方への対応などについて、詳細な議論はしていない。

問 3 障害福祉基金に積み立てる額は平成 28 年度の市民福祉金の支給実績を基にしているが、今後もその額が担保されるのか。市民福祉金の支給額は年々ふえているが、積立額はそうした増額分も反映するのか。

答 3 現時点で積立額は平成 28 年度決算ベースの市民福祉金の金額で考えている。今後も継続して積み立てていき、障がい者施策、ひとり親施策の充実に充てる。

問 4 母子・父子・遺児の市民福祉金相当分は奨学基金や子ども未来基金に積み立てられるとのことだが、奨学基金は条例上積み立てられるのは寄附金のみとなっている。市民福祉金相当額を積み立てるためには、条例を改正しなければならないのではないか。

答 4 市民福祉金の廃止条例が可決されれば、奨学基金条例の積立ての規定に「宝塚市一般会計歳入歳出で定める額」の 1 号を追加する改正を行う予定である。

問 5 子ども未来基金については、市民福祉金相当分に当たる積立額をその中に含んでいくと、ひとり親施策の充実以外の施策にも使われてしまうおそれがあるのではないかと。代替施策のために使うという仕組みが必要では。

答 5 子ども未来基金の運用基準を定め、予算・決算において議会にも示していく。また、公共施設維持管理基金のように、ほかにも 1 つの基金を複数課で持ちつつ、各担当課で管理している基金もあり、子ども未来基金の内訳の管理を行っていくことは可能である。

問 6 母子・父子自立支援員は、現在の週 4 日勤務の嘱託職員 1 人から、1 人増員して 2 人体制にするとのことだが、1 日あたりの相談件数から見ると時間に相当余裕がある。相談以外の仕事はあるのか。また、三田市は非常勤嘱託 1 人と兼務の事務職が 2 人とのことだが、宝塚市でも事務職の兼務でよかったのでは。

答 6 支援員の業務として相談以外に報告書の作成もあり、また、子育て支援課のひとり親に関連して児童扶養手当に係る業務の応援をすることもある。非常勤嘱託は週 4 日勤務のため公休日に相談に来た場合は再度来庁してもらうなど二度手間

になるが、2人体制にすることで週5日いつでも相談できる体制となる。子育て支援課の職員は時間外勤務も多く、兼務には問題がある。

問7 現在の宝塚市は5年間で54億円不足するような財政状況であり、市民福祉金を廃止しても相当額を基金に積むのであれば、行革の観点からはどうするつもりか。アクションプランで立てた計画は達成できるのか。

答7 平成28年2月に策定した行財政運営に関する重点取組項目では、平成28年度から3カ年の財源不足に対する成果を上げる取り組みと持続可能な財政基盤を確立する取り組みの2つを掲げており、市民福祉金の見直しについては後者の取り組みに位置づけられる。それを引き継いで、平成28年7月に第2次宝塚市行財政運営アクションプランを策定したが、その中でも障がい者施策の課題解決、充実を図るために新たに基金を創設して市民福祉金を見直すとしており、当初から方向性は示していた。これまでも障がい者団体等から障害福祉に関する施策の要望はあったが、新たな施策のための財源確保は厳しく、障がい者施策を充実させ安定・維持していくためにはスクラップ・アンド・ビルドで既存の施策を見直し、取り組んでいくことを考えていた。

問8 方向性は決めていたのなら、なぜ今頃、説明不十分という声があるのか。できること、できないことははっきり伝え、説得を続ける努力をもっとすべき。説明が不十分と言われれば、いつまでたっても、どのような説明をしたのだという議論しかできないが。

答8 市民福祉金の廃止は削減だけでなく、新たな施策に転換して、これからの持続可能な社会保障を実現するものであることを、もっと早く説明してくるべきであったと反省している。そのことについては、基本的に理解されていると思うが、廃止については十分理解していただけていない。これからも説明を十分重ね、趣旨を含め、話をしていきたい。

自由討議

委員A 代替施策については理解を得つつあると思う。市民福祉金を廃止することについては、低所得者の生活はどうかということが疑義として出てきている。市民福祉金を全部をカットしてしまっているのかという部分は、もう少し時間をかけたら整理できると思う。あわてずに、当事者のコンセンサスを得ながら進めることを提案したい。9月定例会で結論を出すのが早すぎるのであれば、12月定例会で再度議論するという判断をするほうが望ましいのでは。

委員B 三田市は第4次障害者福祉基本計画で、経済的弱者の生活支援のため、市民福祉金を全廃すべきではないとの考えから制度を継続している。障がい者の生

活実態を把握しないで、障害福祉計画で時期が来ているさまざまな事業にどうやって反映していくのか。どんなモデル事業を選んでいくのかも示していない段階で、賛否を判断するのは難しい。障がい者が働ける場所をつくるなど、寄り添った事業もしていくべきで、審査の継続をお願いしたい。

委員C 行革の観点から削減されるわけではないということだが、平成30年度に基金に半額、平成31年度に全額積むこととして、半額の基金で代替施策にあるハード面の整備はできるのか疑問である。

委員D 生活に困っており、何よりも現金給付が欲しいという人の声をしっかり酌み取れたのかといえ、この議論を聞いている限りは不十分である。今回提出されている議案そのままの判断は難しい。当事者の意見をしっかり聞いて、よりよい内容の、皆が納得できるものを出してほしいので、時間があつたほうが良いと考える。

委員A 委員Cが指摘した調整が、まだまだ不十分であつたと思う。市民福祉金を2割残して8割積むとか、3割と7割にするとか、そのあたりの議論も不十分なまま、100%削減して100%積むという議案なので、いろんな意見が出た。行革の点でいえば、市民福祉金の給付なら将来支給額が右肩上がり伸びていくものを、現在の給付額で固定して積むのだから、将来的には行革になる。市民福祉金をいくらか残せば、低所得者への支援にもつながるのだから、その分は残すべき。

委員E 行革で、当初から決めていたことに関して説明が不十分ということは否めない。だが、審査を12月定例会に継続してどこがどう変わるのか。説明が不十分という点に関しては、直接生活にかかわることもあるのだから市側に不備はあるが、この議案が12月定例会に伸びることによってどう変わるのかというイメージが湧かない。

委員C 12月定例会で決まらなければ3月、6月定例会になる可能性もある。現行どおりの完全廃止で100%基金なのか、いくらかの給付は継続で、残りを基金に積むのかを含めて、その結果が、平成31年度からは代替事業を始められるように、開始時期の設定は必要では。

委員E B委員は、そもそも議案に反対なのか、それとも12月定例会に継続審議として、何をどう解決したいのか見えてこないが。

委員B 議案に全面反対というわけではない。代替施策を早くしてほしいという部分もある。低所得者のことも対策をしてほしいし、そのための代替施策も考えないと難しい。

委員E 市民福祉金を廃止して基金に積み、代替施策をするという方向性は仕方ないが、非課税や低所得者に対しての施策は今の代替施策では弱いという意見と理解した。

質 疑

問1 低所得者に対する事業とか施策は考えていないのか。

答1 今回の提案は、市民福祉金の廃止条例であるので、低所得者対策については本条例の中では考えられていない。低所得者には市民福祉金の廃止が影響すると考えられるので、現金給付だけでなく、生活保護などいろんな施策でサポートしていくことは十分考えていく。

問2 市民福祉金の廃止と障害福祉基金の創設をセットで審査しており、市民福祉金廃止の代替施策として挙げられてきた施策の中に低所得者対策が抜けている。それを、基金を積み立てた中で今後どうやっていくのか。

答2 代替施策を考える際に、低所得者対策については話が出た。しかし、障害福祉施策の中で考えると、個別の現金給付を行うことは現時点で難しい。というのも、障害福祉サービス費では9割以上の方が負担額がゼロであり、そういう意味では支援が必要な人には行き届いている。さらに障害者手帳を持っていなくても障害福祉サービスの受給権があるので負担なしの受給もできる。ただし、就労継続支援B型の交通費助成の課題は認識しており、今後の対応を考えていきたい。また精神障がい者へのバス運賃助成についても、バス事業者が協力的な関東と関西とで地域差があるので、近隣市と協力しバス事業者に依頼することを考えている。加えて、就労相談センターの相談員の充実によって、働くことのできる方の就労支援も充実していき、働くことのできない方には市全体でせいかつ応援センターとの連携を充実させ、低所得者への対応を代替施策の中で取り組んでいく。

自由討議

委員A コンセンサスが得られていないのにそのまま進めていっていいのかということに尽きる。時間をかけて、結果が同じものになったとしても、一定の合意を得ているというものがあれば、その状態で判断するのが市民の声に応えるということになる。

委員F 当事者や関係団体への説明不足をまだまだ感じる。そういう意味で、慎重に

議論を重ねてもいいと思う。

委員E 12月定例会への継続審査を考えているのか。それともきょうでは十分な議論ができないので、今定例会中に審査をすることを考えているのか。

委員F 今定例会はあと1カ月近くある。今の段階で12月定例会に継続することを決めるのではなく、今定例会中に改めて審査することも考えられる。

委員B 次の障がい者団体への説明はきょうの審査が終わってからで、1回目の説明も聞いていない。ほかの団体はどうするのか。たとえ代表が話を聞いていても、それを持って帰って説明をする時間はあるのか。それをこの9月定例会の会期中にするのは無理ではないか。

委員A まだまだ議論を続けるのであれば、必要なら今定例会中に再度審査をしてもよい。継続審査を提案しているのは、広く意見を聞いて、それをまとめるための期間を考えている。多分この会期中には無理と思うので、12月定例会でと考えている。

審査結果

議案第79号 継続審査（賛成多数 賛成6人、反対1人）

議案第84号 継続審査（賛成多数 賛成6人、反対1人）

審査（10月4日）

質 疑

問1 9月3日から9月27日まで、各障がい者団体に行った説明会の実施状況と主な意見についての資料の中で、各説明会での主な意見に挙がっているものは、出た意見そのままのものか。それともある程度まとめて集約されたものか。

答1 議事録ではないので、意見の全ては掲載していないが、ある程度同じような意見はまとめている。

問2 参加者の意見で多いのは低所得者への配慮であるが、低所得者に対応する代替施策についてはどう説明しているか。

答2 障害福祉施策の低所得者対策としては、障害福祉サービスは充実してきており、平成22年度からは低所得者について負担がなかったり、医療費助成や税控除など、一定対応がされている。障がい者の収入をふやすという面では、就労可能な方には就労支援を充実して所得向上につなげたり、ほかにも生活困窮者にはそれぞれ必要なサービスにつなげるよう、せいかつ応援センターや生活援護課などで丁寧な対応に努めている。

問3 市民福祉金を切られることは当事者にとって非常に辛いこと。母子・父子・遺児の受給者については団体がないので説明会をしていないと言うが、何らかの機会を通じて当事者の生の声を聞くことはできるはず。対象者を把握しているのに直接聞くこともなく進められているが、それは仕方ないという認識なのか。

答3 市民福祉金廃止に当たり、関係部局が集まり、子ども未来部は子どもの生活についてのアンケート調査を実施したり、日々相談を受けている母子・父子自立支援員の情報からどのような代替施策が必要かということを検討してきた。4～5月の新聞報道では市民福祉金の廃止が前面に出ていたが、決算発表の際に記者から市民福祉金についての質問があり、9月5日の新聞報道では、基金の積み立てによる障がい者のための施設整備やひとり親家庭の就学援助についても報道していただいて、周知の機会を得られたと考えている。

問4 就学援助制度や児童扶養手当制度など、制度があってもそれが必要な人がそこまでたどり着けないこともあるので、支援員をふやして必要な支給を受けられることになるのは市民福祉金と同じくらい大事なこと。それを充実させるのはいいことで、場合によっては市民福祉金をそれに充ててもやらないといけないかもしれないが、市民にそれだけの負担を強いるには、それ相応の説明が必要であるが、それが足りていない。丁寧な説明をし、徐々に理解を得て進めるのが大事だと思うが、なぜ9月定例会であわてて議決が必要なのか。議決が12月定例会になるとできないことがあるのか。

答4 障害福祉施策では、相談支援事業や就労支援事業に早期に着手したいと考えているが、来年度予算に間に合うためにはこの時期に議決が必要である。また、ひとり親施策では、母子・父子自立支援員の増員のため、12月議決後の広報で募集となると4月1日採用ができず、年度途中からとなる。できるだけいい人材を確保したいが、そういう人材は年度末までに就職先が決まってしまうので、できるだけ早く取りかかりたい。

問5 そもそも、市民福祉金を廃止し、その分を新たに基金に積んで代替施策に充当するという事になった理由、背景は。

答5 障害福祉施策では、毎年各障がい者団体からさまざまな要望をいただくが、財源面等からなかなか着手できず、検討をするという答えを毎年していた。市民福祉金制度創設当初は障害福祉施策が不十分であったが、近年充実してきたため、一律の現金給付から今後障がい者が地域社会で安心して生活するために必要な施策の財源に充て活用するよう、団体からの要望や自立支援協議会で出た課題を整理しながら考えた。ひとり親施策では、子どもの生活についてのアンケート調査結果や母子・父子自立支援員が日々受けている相談内容を踏まえ、相談体制の

充実や経済的支援として、特にアンケート結果で必要とされた子どもの就学費用の軽減を考えた。

問6 長年各障がい者団体から出されてきた各要望に対して、現場はどう対応してきたのか。

答6 工夫できる中で、できるものは対応してきたが、財源を伴わなければ実現できないものについては、検討すると回答してきた。地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターについては市の障害福祉計画の中で平成29年度中に設置することを目標とするとうたっているが、現実には平成28年度に予定していた委託相談支援事業所の拡充も予算がないためにまだできておらず、準備が進んでいない。そうした準備を早く進め、できるものからできるだけ早く、一歩でも前に進めたいという担当部署の思いがある。

問7 市議会でも平成26年度中に議員7人で、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる宝塚づくり研究会を立ち上げ、市内の障がい者の置かれている環境を調査し、相談員から話も聞いた。今の環境は他市からおくれており、要望も出しているが実現されていないことがたくさんあるという現状を確認して、提言も出した。市の今の財政状況は5年で五十数億という財源不足の中、施策実現には財源が必要であり、そんな中で今回のように市民福祉金廃止による基金の積み立てという話が出た。10年前に市民福祉金の廃止議案が委員会で議論された際に反対をしたが、今その判断が正しかったのかという思いがある。というのも当時障害者総合支援法のために他市が市民福祉金を廃止して、この10年で障がい者施設を整備してきた中で、宝塚市ではそれができていない。財源は湯水のごとくあるわけではなく、総合的に判断して今が必要なのかという議論を、市の中でどれだけされてきたのか。

答7 超高齢化の中、持続可能性を見据えた社会保障が必要で、将来にわたり安心して生活し続けるための施策に転換すべきと認識し、行財政改革で市民福祉金を単に削減するのではなく、その財源を活用して将来にわたって必要な施策に活用することを内部で議論した。積んだお金を何に使うのかということをはっきりと明かにしていかないといけないので、各部で課題を挙げ、当事者にとって本当に安心できる施策を充実していくことを考えてきた。

問8 平成28年度の決算見込みで母子・父子・遺児の市民福祉金受給対象者は1,845人である。市の方針を個別に封書でも送付し、そのお金をこのように役立てていくということを丁寧に、早急に説明していくべきでは。

答8 対象者にはあらゆる手段を用いて説明し、理解していただくように努めたい。

問 9 自立支援協議会で本当に理解され、議論されて、どう変えていくのかという話になっていたのか。施策は早く進めてもらいたいので、基金には賛成だが、どう進んでいくのかが見えてこないので判断ができない。低所得者への対応は、これから協議してきちんと進めていってもらえるのか。就労時の欠格条項についてもそのまま、障がい者が働けるところや、三障害、四障害が本当に同じ対応をとってもらえるのか。施策を進める体制は大変であり、お金ができて社会福祉協議会にわたして終わったというようなことにならないよう、体制づくりもきちんとしてほしいが。

答 9 これまで一歩が踏み出せなかったが、この機会に担当部が議論を重ね、代替施策を熱い思いで提案してきている。市民に説明する中で、自分たちは置いて行かれるのではないかという三障害、四障害の方の心配の声もたくさんあった。市では障がいの種別に関係なく、等しくサービスを受けられるということを合言葉のようにしており、求められるものは障がいによって違うかもしれないが、今回提案した代替施策だけでなく、今後も引き続き団体からの要望や自立支援協議会での議論を踏まえ、新たな展開も考えていかないといけない。低所得者にも市民福祉金廃止によって生活への影響がないよう配慮し、個別の支援を検討するなど、体制も含めて、必死になって対応していきたい。

問 10 基金はずっと積み立てていくのか、何年分の市民福祉金を充当するのか、ほかの施策に使われないかという疑問がある。事業開始に当たり、それをどう担保していくのか。

答 10 現時点で基金についての終期は決めておらず、充てる必要のある事業がある限り積み立てていく。制度をどこまで充実させるのかということは、それぞれ判断すべきときが来たら判断する。市議会でも基金については予算審議によって十分チェックしていただけるものと考えている。

自由討議

委員 A 障がい者 5 団体に説明したとの説明を受けたが、市民福祉金は廃止してほしいという意見が圧倒的に多く、基金についてもいろいろな意見があり、当局の案に全面的に賛成するものではなく、それぞれにいろいろな意見が出ている。9 月定例会で可決しないと計画どおり進まないということのようだが、まだこれから協議をしながら制度設計していくということであり、基金の使い道においては検討の余地があるということである。もう少し時間をかけ、当事者の意見を聞いて進めていくことが望ましいと思う。

委員 D 今回 5 団体に説明をし、参加者が 99 人、障害者手帳の取得者が 600 人余りいることから、直接話を聞いた人は 6 人に 1 人である。各団体から、当事者に説

明されるまでには時間がかかる。多くの当事者が市民福祉金がなくなると困ると訴えていることから、もう少し時間が必要なのではないかと。

委員E 市民福祉金の廃止については、各団体の中でも、当事者ごとに意見が異なりまとまらないと思われる。財源もない中で、市民福祉金として残すのか、市民福祉金をやめて施策としてやっていくのか、どちらかを選択しないと行かない。議員としては、どちらがベターなのかということ判断しなければならない。要望を実現するためには施策としてすべきであり、そのタイミングが今ではないか。本来なら10年前に廃止していることであり、できれば施策として実施していただきたいと思う。

委員B 当初市民福祉金を廃止して、財政赤字を補填するというような話であったので、当事者は反対したのだと思う。少しは、市民福祉金として残すことができる人がいればと思うが、どちらかを選ぶとなると選択が難しい。障害年金をもらう手続を弁護士や司法書士にってもらうような施設の設置などの代案が出るものと思っていたが、考えられていないと思う。市民福祉金を切られているだけだということになる。社会参加を充実したと言われても、外へ行けなければ同じことになるので、しっかりと考えていただきたい。私も一緒に考えていけないといけないが、市民が納得できるようにしないと行かない。

委員G 9月12日の委員会で議論のあった、生活困窮者に対する対応についての議論がされていないが、議論しなくてもよい。

委員A 生活困窮者の不安については、この定例会の中では解消されないと思う。そのため代替施策も示されていない。やるという意気込みは聞いているが、具体策は出されていない。現金がなくなるものであり、それにかわるものはない。基金の制度を理解してもらうしか方法はないと思うが、そこには時間がかかる。そのための時間がほしい。12月定例会まで時間をかけて理解を得る努力をしないと、納得してもらえているとは思えない。これまでも市民福祉金を廃止し、その分を基金に積むということで説明し、理解を得てきたものだと思うが、議案が提出された途端に聞いていない、理解できないとの声が上がってきたものが、9月12日の委員会から今までの間で解消されたとは思えない。障がい者にとって必要な施設が整備されていくことなので、当事者の多くが望むものだと思う。継続審査としてでも時間をかけるべきではないか。

委員E 自立支援協議会において議論し、早期に施策として実施すべきという判断になったものと思う。自立支援協議会には各団体の代表も入っており、意思疎通

ができているものと思うが、各当事者にはいろいろな意見がある。低所得者への対応については、副市長も明言していることであり、しっかりと対応してくれるものと思う。今後は、自立支援協議会の中で対応について協議し、計画的に施策の実施をしていくものではないか。

討 論

(議案第79号に反対)

討論1 当初から指摘していたように、関係団体に説明してから対象者全員に情報が回るのには相当な時間がかかるため丁寧に事業を進めるべきだと感じている。また、説明がいまだに十分ではなく、本日の資料を見ても市民福祉金については低所得者の問題をどうするのか、廃止してほしくないという意見もある。一方、基金については、これまで当事者団体が求めてきたものでもあり、副市長が言っていたように検討の余地が残っており、よりよい制度にしていきたい。

生活必需品を持ってない家庭や子どもにおもちゃも買えない家庭もあり、そういった人がいるという実態に寄り添っているのか、そこには疑義しかない。だから、これだけの不安が出てきているのではないか。机上で話すだけではなく、部長、室長が現場へ行くなりして、当事者の声を十分に聞いてほしい。

市民福祉金の廃止も時間をかけて説明すればきっと理解されると思う。なぜ対象者に理解されていない中で拙速に進めていくのかが納得できないし、もう少し慎重にやってほしい。今の段階では低所得者の暮らしを考えたら賛成できない。大きな施策で、市民の暮らしに影響する施策なので、今後もこういったことがないように、きちんとやっていただきたいと強く求める。

(両議案に賛成)

討論2 1回目の説明では説明不足であるとして継続審査という結果を出したが、その後市は最低限の説明は果たしたと理解をする。しかし対象者全員に伝わったのかという点には関しては疑問である。

本市でも10年前にも市民福祉金の廃止についての議案があったが、否決となった。その後、他市が市民福祉金を廃止し、障害福祉の観点での設備の充実、相談体制の強化について着実に取り組みを進めてきた。本市は市民福祉金が残っており、よいとの声もある反面、障がい者の施設については遅れている。平成26年度には政策研究会を立ち上げて視察に行き、宝塚市のあるべき障害福祉の姿から考えると非常に遅れていると痛感した。

今回、市民福祉金を廃止し、その財源を使って障害福祉の環境を整えていくという議案が出されたが、宝塚市の障害福祉の環境に必要な施策であると結論づけ、賛成とする。しかし、市民福祉金の廃止により生活困窮者が出てくる可

能性もあり、そういった人の実態を調査し、寄り添い、必要な施策を市として検討してほしい。

(両議案に賛成)

討論 3 関係団体の上の人に言えばそれで説明は終わりではなく、これは大きな改革であり、歓迎する人もいれば嘆く人もいるため、丁寧な進め方をしてほしかった。今後も、本委員会の議論を真摯に受けとめ進めてほしい。

低所得者への対策などできる事はあったと思うが、説明がなかったのが残念だが、賛成討論とする。

審査結果

議案第 79 号 可決 (賛成多数 賛成 5 人、反対 2 人)

議案第 84 号 可決 (全員一致)

<附帯決議>

議案第 79 号宝塚市市民福祉金条例を廃止する条例の制定についてに対する附帯決議案

市民福祉金廃止にあたっては、影響を受ける対象者の生活及び所得についての実態調査を実施するとともに、特に低所得者については、継続して対策を講じていくこと。

また、市は、本委員会での議論を尊重し、自立支援協議会等において協議を行うとともに、対策を講じていくこと。

以上決議する。

平成29年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

| | |
|----------------------|---|
| 議案番号及び議案名 | 議案第80号 宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案の概要 | 介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、主任介護支援専門員に係る所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。 |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | <p>問1 主任介護支援専門員の資格は何年で更新なのか。</p> <p>答1 主任介護支援専門員の更新研修は平成28年度から始まり、5年ごとに行う。従前、主任介護支援専門員は1回研修を受ければ更新はなかったが、このたび、地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアの推進のために必要とされ、更新制が導入された。</p> <p>問2 制度変更に伴う市民への影響はあるのか。</p> <p>答2 更新研修の導入に関して、その更新研修の内容が家族支援の視点や認知症に関すること、みとり等における介護サービスなどの種々の事例を通しての研修となっていることを踏まえると、市民への影響は少なからずあると考える。</p> |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

議案第81号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

既存の宝塚市小規模保育事業所選定委員会について、本年度から新たに保育所の運営事業者の選定も担任事務に加えることとし、併せて選定委員会の名称を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 学校法人、株式会社又は宗教法人が運営している保育所の視察を行ったことはあるのか。

答1 株式会社、宗教法人等が運営する認可保育所への視察は行ったことはない。

問2 他市では、保育という観点にも立って特色のある保育を実施している事業者も広く募集し、間口を広げて待機児童対策を進めているところもあるが、本市は待機児童対策のみに視点を置いているということか。

答2 これまで、本市では認可保育所や小規模保育事業所の運営事業者として、社会福祉法人又は学校法人を対象に募集してきた。選定に当たりどのような保育を実施しているかについてもその範囲で見てきたというのが実態である。事業者選定の考え方は市町村ごとで異なると考えるが、本市においては選定委員と意見交換をしながら、本市らしい保育を確立するため信頼できる事業者はどのようなものか、しっかり審議していきたい。

問3 これまで要綱で設置されていた私立保育所の選定委員会が、本条例により小規模保育事業所選定委員会と一本化されることにより、選定委員会のメンバーはどのように変わるのか。

答3 従来の私立保育所誘致整備事業法人選定委員会と小規模保育事業所選定委員会の委員構成のうち、知識経験者は同じで保育、子育て、建築及び経理の4分野から1人ずつである。小規模保育事業所選定委員会には、上記の知識経験者に加え市民公募委員が1人入っているが、私立保育所誘致整備事業法人選定委員会では市民公募委員ではなく、実務経験者として公立保育所の所長経験者が入っていた。

問4 選定項目が変更され、保育の質が後退するということはないのか。

答4 選定の内容については、書類審査、事業者からのプレゼンテーション、ヒアリング、現在運営している保育施設等の現地調査という、従来の私立保育所誘致整

備事業法人選定委員会の場合と同様にしたいと考えている。

問5 今後の予定では分園整備により120人の定員確保と、保育所新設により240人の定員確保を行う予定だが、保育所新設により定員360人を確保することはできないのか。分園整備は事業者にとって負担となるので、引き受けたことによって運営の圧迫にならないようにしてほしいが。

答5 現在運営している事業者に分園整備についての意向調査を行った結果、3法人が意向を示した。来年度の待機児童抑制に向けてスピード感を持って取り組むため、今行える範囲として、まず定員120人の分園整備を実施することとした。

問6 保育所は足りているが、行きたい保育所に行けないミスマッチの問題もある。今回の整備でそういった心配はないか。

答6 今回の整備は128人の待機児童数となった時点から検討を始めており、どこの地域に入所待ちが何人発生しているのかは把握している。その情報と市の意向は運営事業者伝えており、運営事業者がニーズのある土地を確保できるか課題もあるが、利用者のニーズと立地に大きなミスマッチが起きないように進めていく。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

議案第82号 宝塚市立公民館設置管理条例の全部を改正する条例の制定について

議案の概要

市立公民館に指定管理者制度を導入することとし、施設の管理に係る基準、指定管理者の指定に関する事項及び指定管理者が行う業務の範囲などの規定を整備するため、本条例の全部を改正するとともに、宝塚市立公民館指定管理者選定委員会を設置するため、宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 指定管理者制度導入の妥当性

<質疑の概要>

問1 別表の利用料金は上限ということだが、実際に利用者がその金額を支払うことになる可能性はあるのか。

答1 別表にある金額は、現行の使用料の1日の最高の金額の2倍の金額で、登録団体以外の企業等が研修に利用するといったような、公民館活動の目的以外の使用の際に適用する場合の上限の金額設定である。指定管理者の公募の際には、現行の使用料を上限として、それ以上の利用料金を設定をしないよう条件をつけようと考えているので、現行の金額より上がることはない。

問2 社会教育委員の会議からの意見書に挙げられている、公民館への指定管理者制度導入にあたっての7つの条件を、指定管理者を選定する際の必須条件とするのか。

答2 7つの条件のうち、指定管理者選定の際には、社会教育主事の配置やその育成に積極的であるかという点を重視し、公募の必要条件として設定する考えである。それ以外の行政側の配置の問題や指導の問題などの条件については、市が遵守していく。

問3 平成27年度の答申では、社会教育施設であるため直営が前提ということであったが、今回は指定管理になるということになって、それで法の目的は達成されるのか。

答3 平成27年度に公民館のあり方という答申をいただいた際には直営を前提としたものであったが、今回の公民館と指定管理者制度のあり方についての意見書は、直営が前提ではあるが現状を踏まえ、指定管理者制度によって平成27年度の答申の内容が実現できるか検討する必要があるとして再検討いただいたものである。

この意見書は、法の目的を達成するためにはよりよい指定管理者をどう選定するか、どう指導するか、社会教育課とどう連携していくかということが大事というのがその趣旨と考えられ、直営が前提ではあるが、法の趣旨を含めて、指定管

理者制度導入は実現可能との御意見であると考えている。

問4 3公民館一斉に指定管理をするのは大変であり、それぞれが地域ごとの特性をもっているが、社会教育施設としてしっかりした提案ができる事業者はあるのか。

答4 昨年度、社会教育委員とともに他市の先例を視察してきたが、答申を出した委員自身が実際の活動状況を観察する中、地域との関連やファシリテーター的な社会教育行政の進め方、行政との連携の仕方が思い描いていた内容で実現されていたとの評価であった。他市の先例的な取り組みを資料や電話でも確認した結果、同じように社会教育法に基づく公民館の役割を果たしている事業者を複数確認することができた。

問5 直営の場合は、各公民館に社会教育主事を1人必ず配置しないといけないというのは絶対条件なのか。

答5 法律では、公民館に必ず1人配置しなければならないということにはなっていないが、教育委員会事務局には社会教育主事の資格を持つ者を配置しなければならないということになっている。

問6 市が社会教育主事の配置ができないこと等を理由に、指定管理者制度を導入するのも仕方がないという結論に至っているだけで、あくまでも社会教育委員が求めているのは直営ではないか。それを市はどう認識しているか。

答6 社会教育委員が考える公民館での学びには4段階あり、「①個人・集団の学びの場」、「②多様な世代の交流の場」、「③集いや交流を通して社会課題へ関心を高める場」、「④地域課題を主体的に解決するための学びの場」と展開していく。④が公民館の最終目的と位置づけられるものの、現在の公民館の運営では①と②は目的を果たしているが、④まで目的を達成するためには社会教育主事の育成が必要で、かなり時間がかかる。目的に近づける1つの手法として、指定管理者制度の導入も考えられるという意見と認識している。

問7 現在、社会教育委員が、この段階で、直営が望ましいと考えているのか、市が提案している指定管理者導入が望ましいと考えているのか、どちらと考えるか。

答7 意見書に書かれている結論としては、「指定管理者制度」の導入は避けられないであろうと考えざるを得ないとあり、指定管理者制度を導入せざるを得ないという意見であると考えている。

問8 教育委員会が、公民館を社会教育施設として直営していくのがお手上げだと言って、言っていることを合理化するために答申を裏づけにしていると思えない。それで市民に理解されるのか。例えば現在、公民館で行っている、社会教育

施設として誇りをもっている事業はあるか。それは指定管理者でも引き続きやっていく考えはあるのか。

答 8 現在行っている特色ある事業として、市民カレッジがある。1 コース 8 回、12 コースという長期にわたる講座で、他市でもなかなかこれだけのしっかりした講座はない。本事業は、指定事業として指定管理者も継続して実施する予定であるが、事業を指定管理者に任せきりにするのではなく、社会教育課が行う社会教育行政と連携していくことが大事と考えている。

問 9 直営で公民館を運営していくため、社会教育主事の育成にこれまでどのように取り組んだのか。

答 9 社会教育主事の資格を取得すればすぐにその役割を果たせるものではなく、そこからスタートであり、課題を抱えている市民が公民館事業を通じて問題意識をもって解決する際に、現代的な課題をどう認識してもらうか、解決に向かってその活動をどうグルーピングしていくか、行政とどう連携していくかといったようにつなげていく知識と経験が必要である。これまで社会教育主事の資格を取る手続は踏んできたものの、一人前になるまでの育成は思ったほどできていなかった。

問 10 公民館への指定管理者制度の導入は、国が進めているトップランナー方式に乗った考え方なのか。乗った考えであるとする、公民館、図書館、博物館は、トップランナー方式の中でどういう位置づけなのか。

答 10 当時のトップランナー方式による地方交付税の優遇措置の資料の中に、平成 29 年度から公民館の指定管理者制度導入も入っていたと思われる。地方交付税の算定の考え方の中で、民間活用を誘導するために、トップランナー方式を導入されたら地方交付税が減額される仕組みであり、段階的にそのメニューはふえている。図書館などの社会教育施設への指定管理者制度導入は議論の多いところではあるが、近年武雄市のような成功例もある。社会教育施設への民間活力の導入についても研究・検討し、行革の観点からも、いいものは取り入れていかないとけないと考える。

問 11 本年 2 月 23 日の衆議院の総務委員会で、総務大臣が公民館、図書館、博物館、児童館などの管理業務へのトップランナー方式の導入は専門性の高い職員を長期的に育成・確保する点でなじまないし、今後もすぐ導入できる状況でないと答弁している。それを踏まえた議論はしたか。

答 11 その国会答弁を踏まえた上での検討はしていない。市として事業ごとに判断をしており、国の指示に従ってトップランナー方式を導入して公民館への指定管理者制度導入を決めたわけではなく、今の公民館に求められる役割を民間のノウ

| | |
|---|---|
| <p>ハウを活用してよりよく果たしていこうとして、市として決定したことである。</p> | |
| 問 1 2 | <p>指定管理者制度を導入するなら、市民へのサービスが直営のときより増さないとはいけない。公民館の指定管理者事業を手掛ける民間事業者は昔よりふえたと思うが、主なところは7者くらいか。</p> |
| 答 1 2 | <p>全国的に広げるともう少しあると思うが、関東圏や大阪など、大都市で事業しているところが7者くらいである。それ以外にも、市内のNPO法人にも声をかけている。</p> |
| 問 1 3 | <p>指定管理事業を行う民間事業者に期待する効果として、情報発信の強化や講座事業の充実、アウトリーチ活動などを挙げているが、具体的にどのようなことか。</p> |
| 答 1 3 | <p>現在は利用団体へのペーパーやホームページなどによる情報発信が希薄であるが、民間事業者が指定管理事業を実施している施設のホームページを見るとその部分が大きく違う。いろんな団体が情報を登録して使っていて、ニーズをつかんで新たな講座をつくるなど積極的に行われている。また、アウトリーチ活動が現在はできていないので、積極的にやっていきたい。</p> |
| 問 1 4 | <p>寝屋川市に公民館の指定管理者制度の導入状況の視察を行っているが、全国の宝塚市と同規模の自治体での導入状況は。</p> |
| 答 1 4 | <p>同規模の自治体の導入状況については、情報をつかんでいない。</p> |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | <p>(反対討論)</p> <p>討論 1 社会教育委員も、教育委員会に直営で頑張ってもらうことを期待するというメッセージを出していて、教育委員の意見は市民の願いでもあると思う。もうどうしようもなく、お手上げなので指定管理に出すというふうにしかな受け止められない。公民館へのトップランナー方式の導入に関して、国も慎重にという意見を付しているが、その議論も十分なされないまま、行革の観点から進められているところに大きな問題を感じる。市にもう一度頑張ってもらいたい、社会教育委員の願いにも応えてもらいたいということを強く要望する。</p> |
| 審査結果 | 可決 (賛成多数 賛成 5 人、反対 2 人) |

平成29年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

| |
|---|
| 議案番号及び議案名 |
| 議案第83号 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案の概要 |
| 宝塚市立病院改革プラン2017に基づき、糖尿病治療の医療提供体制を整えたことに伴い、診療科目として新たに糖尿病内科を加えるため、条例の一部を改正しようとするもの。 |
| 論 点 なし |
| <質疑の概要> |
| 問1 紹介、逆紹介が進んでいる中で、糖尿病内科の設置によりどのような影響があるのか。 |
| 答1 紹介、逆紹介は右肩上がりに推移しており、平成28年度の紹介率が62%だった。糖尿病については、常勤医師の不在により地域の医療機関からの紹介を受けていない状態が続いていたが、現在は常勤医師がいることから、今後は糖尿病の診療についても紹介、逆紹介が進んでいくと考える。 |
| 問2 患者の見込み数はどのように算出したのか。 |
| 答2 常勤医師が来たのは4月だが、徐々に地域の医師からの紹介を受けるという態勢をとってきた。7月になって患者数が安定したと判断し、同月の患者数を基に推計した。 |
| 自由討議 なし |
| 討 論 なし |
| 審査結果 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

議案第90号 平成28年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案の概要

平成28年度病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 114億5,608万7,620円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 117億1,101万3,297円

差し引き2億5,492万5,677円の赤字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度の純損失は2億5,613万613円となった。

資本的収支

収入総額 10億6,428万8,548円

支出総額 16億6,054万2,065円

差し引き5億9,625万3,517円の資金不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 1 平成28年度収支赤字について

<質疑の概要>

問1 病院として経営を成り立たせていくという観点から、本業である医業損益に長年大きな赤字が出ており、収益が上がっていないことについての見解は。経営体として存続していくには、収益構造を改善していく必要があるのでは。

答1 収支を見る項目には医業損益と経常損益があるが、当院は公立病院としていわゆる不採算部門にも取り組んでおり、その部分は国の定める基準に従い、繰り入れとして一定の措置がなされる。その繰り入れ部分は医業外収益として計上されるため、繰り入れを反映した経常損益でも判断いただきたい。

問2 各診療科の入院・外来患者数は当初の見込みどおりの推移か。

答2 昨年10月時点で策定した改革プラン2017では、平成28年度の患者数は平成27年度の実績をもとに見込みを立てているが、平成27年度は救急医療センターを開設し、下半期に患者数が相当ふえた。平成28年度は周辺自治体病院も積極的に救急受入を行ったため市外患者の受け入れが減り、若干見込みより患者数は少なかった。

問3 医師数や看護師数の増減で何か特徴はあるか。

答3 医師は100人から110人で対応している。研修を終えて本院に残るケースも少しずつふえており、また、専門医も確保し、診療科もふやしている。看護師は約

400人のうち、毎年退職者は30人程度あり、新規・中途採用で欠員補充している。救急医療センター開設に伴い看護師をふやして30人の配置を行ったほか、がんなどの専門看護師も採用している。また、週3日の育児短時間勤務を選択する看護師もふえていることから、マンパワーが不足する分についても増員を図っている。

問4 未収金対策として弁護士事務所に債権回収委託を行う際に、生活保護受給者を対象とした事案もある。生活保護費は借り入れや借金の返済の対象としてはならないことを弁護士なら知っているはず。問題はないのか。

答4 弁護士事務所へ委託する際に、生活困窮者については回収強化をしないよう依頼し、文書や電話による督促に限定している。

問5 平成26年度の収支が落ち込んだのは医師の退職の影響だったが、それで経営が左右されるのであれば、医師の確保は大きなポイントであるが、対策は。

答5 医師の確保には関連大学との関係が大事であり、常時情報交換を行い、当院に必要な医師の要望を出している。平成26年度は呼吸器内科医の退職で、入院患者がゼロになってしまい、収益に大きな影響を及ぼした。来春には医師を確保できるよう、引き続き取り組みたい。

問6 新たな医師の確保も必要だが、急な退職で受ける影響を考えると、今いる医師も大切にしないといけない。急な退職を防ぐ方策は。

答6 呼吸器内科医は開業目的の退職であった。当初は大学から後任を手当てしていたが、大学にも医師がおらず他へ配置されてしまい、後任の医師確保に至っていないのが現状である。事前に退職を把握した上で医師確保の取り組みをしていた経過はある。

問7 マルチスライスCT一式の指名競争入札で、11者が参加してもほとんどが辞退となっている。入札業者の選定は適切だったのか。辞退者が出ない指名方法は。

答7 指名業者は、市に業者登録を行い医療機器の納入を第一希望としている業者を選んでおり、大手がほぼそろっている。業者によって得意分野があり、CTを本気で入れていこうという業者が限られていたのかもしれないが、CTの製造販売元も辞退している。業者選定には過去の実績や特性を加味しており、今後も辞退ができるだけ発生しないよう業者を精査していく。

問8 改革プラン2017策定時の見込みと平成28年度決算との差異について挙げている主な理由は、見込みより患者数が少なかった等、結果論でしかない。なぜそうなったかという根本的な理由を分析するべきで、どんな診療需要があるのか、どんな人員確保をしていくのかといった話をしてほしいが。

答 8 患者数のずれが収益の差異に直接結びつくのは確かで、各診療科別の損益計算書も示して話をし、各診療科に現状も確認したが、いろいろな要素が複雑に絡まった上での患者数の減少となった。阪神間の病院との情報交換でも患者数減の確たる理由は分からないが、来年度、再来年度を見越す際に、各診療科ときっちりヒアリングを行い、現状を踏まえ取り組んでいく。

問 9 監査委員からの指摘に支払督促ができるのにしなかった事例があるが、監査委員の見解は。

答 9 支払督促するにも費用がかかるので、滞納額と比較衡量して運用しているとの説明を受け、理解した。

問 10 手続き上、職員が指定代理人になれば費用はそれほどかからない。債務名義をとるためにも支払督促はすべきでは。

答 10 過去に何度か支払督促を行った実績はあり、債務名義を獲得したこともあるが、結果として大半は入金がなく、時効が 10 年延びるだけであった。やみくもに時効を延ばすだけということに内部で議論もあって、支払督促に踏み切れていないのが現状である。できるだけ過年度に至る前に細やかに対応し、いくらかでも入金してもらうことを考えている。

問 11 税の公平・公正性からも、生活困窮者から未収金を回収するのではなく、本人死亡で相続した場合など支払い能力があるのに支払っていない人にはきっちり支払督促を行い、未収金を回収すべきでは。

答 11 生活困窮者と悪質な滞納者は見極めが難しい。今年 4 月以降、弁護士委託した事案でも病院から改めて自宅を訪問し、一部入金もあった。債務承認には文書でそれを取付しないと後々対応できないので、電話で支払いを約束しても文書に対する返事がないなどといった場合は悪質なケースとみなして、支払督促をして、債務名義を獲得していく必要があると考えている。

問 12 病院経営には入院や外来の単価を上げていく必要があると思うが、平成 25 年に外来単価が一気に下がり、一方で救急の受入人数はふえている。救急車の安易な利用があり、軽傷のため簡易な処置を行っているということがあって、外来単価が下がったということはないか。

答 12 平成 25 年に外来単価が下がったのは、外来患者の薬剤代が院外処方化により減ったため。救急の受け入れで入院患者数がふえる可能性はあるが、外来単価との関連性は特にない。

問 13 救急車による受入人数はかなりふえているが、救急車による受入人数のうち、

入院となる患者の割合は。

答 1 3 入院化率は平成 23 年度では 20%、平成 28 年度では 29.6%とふえており、これは救急受入患者の高齢化や重症化によるものと考え。コンビニ的な救急車の利用は皆無ではないが、救急車に乗って市立病院に来る患者の重症度は高くなっている。

論 点 2 今後の経営見通しについて

<質疑の概要>

問 1 現時点でも病院改革プラン 2017 で立てた見込みより下振れしており、キャッシュ・フロー上も平成 32 年度での資金残高は数千万円となっている。今後この改革プランだけでは収支改善は見込めないと思うが、公立病院としてはこの程度しか無理なのか。何か改善方策は。

答 1 医業収支で平成 22 年度から平成 25 年度までは経常黒字であったが、平成 26 年度からの 3 年間は赤字となっており、病院改革プランに取り組んで黒字化を達成したいと考えている。また、退職手当組合負担金を引当金以上に支払っており、3～4 億円の支払い超過というアンバランスな状態だったので、市が組合と協議し、病院の負担率が平成 29 年度から引き下げられることになった。そのため資金流出が止まり、資金繰りが改善するとともに、平成 28 年度決算でその分の調整として市から 1 億 3 千万円余の繰り入れがある。平成 27 年度までの超過払いについても市と協議しているので、今後の資金繰りに寄与すると考えている。

問 2 改革プラン上の平成 32 年度の資金残高見込みには市からの繰り入れや退職手当組合との調整分について反映していないのか。

答 2 退職手当組合への過去からの超過払いに関する市からの調整分は含まれていない。

問 3 それらを含めた平成 32 年度の資金残高見込みは改善する予定か。

答 3 病院改革プラン上の平成 32 年度の期末残高 8,700 万円は退職手当組合負担金の問題が調整できていない段階で挙げており、ほぼ協議は進みその分の金額はここ三、四年で入ってくるので、資金は少し潤沢に回っていくのではないかと。収支は平成 26 年度に大きく落ち込んだが、平成 27 年度、平成 28 年度は改善傾向にあり、平成 29 年度も患者数は昨年を上回る状況で推移をしているので、今後も改革プランに挙げている収支で進捗できれば資金ともども安定化を図れると考えている。

問 4 平成 29 年度も改革プランどおり進捗する予定か。

答 4 現時点では患者数も昨年度を上回り、救急車の受け入れもこれまでになく高い数字で受け入れているので、改革プランの目標を達成できるよう頑張っていく。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討論 | なし |
| 審査結果 | 認定（全員一致） |

平成29年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

| |
|---|
| 議案番号及び議案名 |
| 議案第92号 公の施設（宝塚市立養護老人ホーム福寿荘）の指定管理者の指定について |
| 議案の概要 |
| 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間における宝塚市立養護老人ホーム福寿荘の指定管理者として、社会福祉法人晋栄福祉会を指定しようとするもの。 |
| 論 点 なし |
| <質疑の概要> |
| 問1 選定委員会の答申に、人材の養成及び確保の取り組みについての付帯意見が付されているが、どのように考えるか。 |
| 答1 この付帯意見は申請法人の人材育成に不安があつてのものではなく、このまま続けてほしいという旨の付帯意見であると考え。申請法人は、年間30件程度の研修に参加しており、また介護や支援に必要な資格取得のための研修については勤務時間中でも受講を認めているなど、職員研修の取り組みをしっかりと行っている。 |
| 問2 選定委員会の評価点集計表では職員研修に関する項目の得点率が66.0%となっている。他の項目と比べて低いのはなぜか。 |
| 答2 プレゼンテーションの時に職員研修について統一的な説明が少なく、印象に残りづらかったからと考える。 |
| 自由討議 なし |
| 討 論 なし |
| 審査結果 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

議案第93号 公の施設（宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター）の指定管理者の指定について

議案の概要

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間における宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センターの指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするもの。

論 点 指定管理者の妥当性について

<質疑の概要>

問1 指定管理者募集要項に記載のある指定管理者が行う業務の範囲として、身体障害者支援センター条例第17条に規定する業務とあり、同条例において、その業務とは障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練に限る）と規定しているにもかかわらず、募集要項に一体のものとして添付された指定管理者が行う業務の概要に記載されている指定管理者が行う業務には、障害福祉サービス事業として、当分の間、生活介護事業のみを行うものとするとしている。この2点についての整合性は。

答1 条例では生活介護と自立訓練の実施について記載しているが、5年に1度結ぶ基本協定書では募集要項に記載のとおり、当分の間生活介護事業のみを行うとしている。自立訓練事業としては、養護学校卒業後に行う期間限定の訓練や、入院後に行う期間限定の訓練がそれに当たるが、現在センターの利用者には生活介護を必要とする人が多く、生活介護事業の中でも機能訓練は行っており、利用者の家族にもそのように説明している。

問2 選定委員の採点結果に開きがあることについて、どう考えているか。

答2 身体障害者支援センターについては指定管理者選定委員7人の合計点770点のうち必要最低点を406点とし、トータルは518点でそれを上回っている。委員のうち2人が必要最低点を下回り、5人が上回っているが、委員会の中で点数の開きに関する議論はなく、委員それぞれの立場から採点いただいたものとする。

安倉児童館についても委員の採点に開きがあるが、トータルで579点と必要最低点を上回っており、全会一致で選定されたものの、身体障害者支援センターとの複合施設で地域の交流の場という役割も担っていることから虐待事案の再発を防ぐ仕組みやコンプライアンスを共有する一体の管理運営が必要との委員の判断

があつてのものとする。

問3 点数の開きがあるのは、開くだけの具体的な原因があるためと思われるが、特に問題はなく、各委員の判断という認識でいいのか。

答3 2人の委員の点数が必要最低点を下回り、虐待事案に対して付帯意見も付いたという結果を踏まえ、今後市としても施設の運営に関し、指定管理者に対してしっかり指導していく。

問4 虐待事案があつたことによる管理監督責任は問われたのか。民間委託が進み、直接市民が大きな影響を受ける。業者任せにするのではなく、指導する以外にも、市の責任として指定管理者と一緒に考えて改善していく必要があるのでは。

答4 当事者である職員については社会福祉協議会の中で処分があつた。市としても社会福祉協議会に対し改善計画の提出を求め、虐待事案が二度と起こらないよう指導している。また、市としては、社会福祉協議会が利用者への説明と謝罪に行く際にも同行し、当該事案を受けて社会福祉協議会に設置された第三者委員会にも出席している。

福祉施設で虐待事案があつたことは大きな問題であり、選考委員会の直前の時期であつたので、同じ指定管理者が再度選考される際は厳しく審査されるべきとして、当該事案も選考委員会に全て報告した上での選考結果であつた。市を挙げてこうした問題が二度と起こらないように取り組んでいく。

問5 社会福祉協議会の中での処分内容は。また、その処分はどの時点であつたのか。また、今回の虐待事案や取組結果を社協だより等に載せるなど、公表はしているのか。

答5 当該職員については諭旨解雇、所長及び事務局長については昇給停止、常務理事については減給処分があつた。通報を受け、社会福祉協議会内部で調査された上での処分であつた。今回の件についてはホームページ上で公表し、その事実や今後の改善に向けた取組みを広く公表されている。

問6 今回の虐待事案について、同じ社会福祉協議会が運営している高齢者・障がい者権利擁護支援センターへの報告はあつたか。社会福祉協議会の中で連携はとるべきと考えるが。

答6 結果として、今回の虐待事案は権利擁護支援センターに通報や相談がされておらず、そうした話があればもう少し早い解決となつたと思われる。

問7 施設管理運営事業評価票の評価をみると、法令遵守等の評価項目で自己評価、所管評価ともA（優良）である。また、苦情等対応や利用者アンケートの評価項

目で自己評価はB（良好）だが所管評価が全てC（要改善）であるが、この評価は、いつの時点の評価か。

答7 今回の評価票は平成28年度分で、ことしの5月に入って評価を行った。虐待案件を踏まえ、慎重に評価したため、苦情等対応や利用者アンケートの項目についてはC（要改善）とした。

問8 施設管理運営事業評価票に添付のある施設利用に関するアンケートの自由意見に、例えば食事の内容について「検食が食後に実施されている」とか、「試食会の要望をしているが、開催してもらえない」といった意見があるが、本当に適正に指定管理されているのか。

答8 指定管理者選定の際は、募集要項に基づいた資料とプレゼンテーションで評価された。この利用者アンケートは、虐待事案を受けて市が実施したもの。この結果を受け、実際に確認をしないといけないところもあるが、十分でないという指摘については指定管理者や利用者の家族と話し合う場もあるので、しっかり話をしていきたい。

問9 このアンケート結果に対しての社会福祉協議会の回答は。

答9 個別意見がたくさんあり、このアンケートはまだまとめきれていない。たまたま8月下旬に利用者の保護者、社会福祉協議会及び市が入った、良くする会というのがあり、その中でアンケートについて議題が出て、「検食が食後にされている」など、いくつか意見が出たので、関係者は把握しており、改善していくという話もその場であった。

問10 社会福祉協議会の正規職員の給料は市から全額が出ており、給料は低いですがすることは同じなので、直営のほうがよりよいサービスができるのではという考えもある。この形は今後も続いていくのか。

答10 社会福祉協議会は福祉を進めるところであり、今までは悪い評価はしていなかったが、一番大事な人権が守られないようなことが起こってくると、同協議会にも厳しく対応していかないと考えている。同協議会の中でも第三者委員会ができ、今後についても内部で対応していくとのことなので、市もそれを見守っていく。一部の職員の行為によって全体の評価が下がるのは非常に残念に思っており、同協議会が信頼を取り戻すために努力する様子を見ながら判断していきたい。

自由討議 なし

討論
(賛成討論)

討論1 今回はしかたなく賛成するが、社会福祉協議会以外にも、小さくてもよいからできるところをつくっておくべき。

審査結果 可決（全員一致）

平成29年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

| | |
|----------------------|---|
| 議案番号及び議案名 | 議案第94号 公の施設（宝塚市立高司児童館）の指定管理者の指定について |
| 議案の概要 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間における宝塚市立高司児童館の指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするもの。 |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | 問1 指定管理者選定時の基準として、市全体としては総合評価を取り入れ、労働者の雇用環境を守る観点を入れていると思うが、今回の選定時の評価項目にそうしたものが見受けられない。具体的な取り組みが必要では。 答1 高司児童館指定管理者選定委員会では、指定管理者の選定に際し、その大もとの宝塚市指定管理者選定要領に基づいて選定基準に従い評価を行った。評価項目の中には明確な記載はないが、労働者の雇用環境を守る観点は、管理運営能力の項目で「事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか」という点や維持管理能力の項目で「施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができるか」という点に該当しているものと考えている。 |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

請願第17号 教育条件整備のための請願

請願の概要

<請願の趣旨>

宝塚市では、「宝塚市教育推進プロジェクト」を中心に、「いじめ」「不登校」「学級崩壊」などの解決に取り組んでいるが、そのほかに様々な課題もあり、これらの教育課題克服のためには、教育予算のいっそうの充実と制度の拡充が必要として、下記項目について早期実現を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 豊かな教育を創造する教育予算の充実と保護者負担の軽減を
 - (1) 教育予算を削減しないでください。
 - (2) 備品費・学校需用費の削減をせず、保護者負担を軽減してください。
 - (3) 外国籍の子どもたちへの生活・学習支援を拡充してください。
 - (4) 子ども支援サポーターの増員をしてください。
 - (5) スクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすすめてください。
 - (6) 幼稚園・保育所の施設・設備および定員の拡充をはかってください。
 - (7) 「安全・安心でおいしい給食」を充実させるための予算拡充をおこなってください。
 - (8) 学校図書館充実のために、更なる予算の拡充をおこなってください。
- 2 障がい児教育の充実のために
 - (1) 地域のすべての学校に、誰もが安心して利用できるよう多目的トイレを設置して下さい。また、エレベーター・相談室・プレイルーム・スロープを完全配置してください。
 - (2) 子どもの実態に応じて、必要な学校に介助員を増員してください。また、プール指導等の介助員も増員してください。
 - (3) 医療行為の必要な子どものための体制をつくってください。
 - (4) 一人ひとりにあった卒業後の進路保障の方策を講じてください。
 - ・「障がい者のための働く場」の拡充をはかってください。
 - ・市職員採用の障がい者枠の拡大をはかってください。
 - ・高校進学にあたっては、受験サポートや合理的配慮をはかってください。
- 3 中学生の卒業後の進路を保障するために
 - (1) 公立高校の開門率をあげるために、学級増を県に要求してください。
 - (2) 私立高校就学助成および奨学金制度・入学支度金制度を拡充してください。
 - (3) 中卒就職者の進路保障のため、行政採用を拡充してください。
- 4 文化厚生施設の充実のために
 - (1) 子どもたちが安心して遊べる公園を増やすとともに、児童館の設備や環境の

更なる充実をはかってください。

5 地域の教育発展のために

- (1) 地域スポーツ指導者の確保と育成につとめてください。
- (2) 「青少年を育てる地域づくり」のためのとりくみの充実をはかってください。
- (3) 外国人市民との交流をはかるためのとりくみの充実をはかってください。

<質疑の概要>

問1 請願の項目1の(1)及び(7)、2の(1)及び(3)、3の(1)及び(2)並びに5の(2)及び(3)について詳細な説明をしてほしい。

答1 請願の項目1の(1)は、本市は行財政改革を進めているが、子どもの未来の投資のためにも教育予算は削らないでほしいということ。(7)は、本市は安全でおいしい給食に力を入れていることから、自校炊飯の全校実施、副食の充実、また古くなった什器等の充実等のために予算を拡充してほしいということ、及び給食費の徴収率を上げるための対策に予算を付けてほしいということである。

請願の項目2の(1)は、多目的トイレが設置されていない学校や、設置されている学校でも特別教室の内部に配置されていて使うことが難しいという現状があり、多目的トイレは大人、子どもに関係なく、車いすの人や、性的マイノリティの人などさまざまな事情の人が使うものなので、整備をしてほしいということ。(3)は、学校現場においては教員が対応できない医療行為が必要なこともあり、全校に看護師が配置されるのが理想ではあるが、身体に配慮が必要な子ども達が毎日安心して学校に通えるような人員配置をお願いしたいということである。

請願の項目3の(1)は、経済的状況等により公立高校への進学を希望する家庭が多いが、全ての子どもが地元の公立高校に行くことができるわけではないので、少しでも本市の子どもが公立高校に行きやすいように定員増を県に要望してほしいということ。(2)は、現在も奨学金制度はあるが、若者が社会に出たときに既に借金を抱え、返済が滞り滞納者がふえているということが問題になっていることから、その解消のためにも貸与型ではなく給付型の奨学金を拡充してほしいということである。

請願の項目5の(2)は、家庭の子育て力が弱ってきている中、地域全体で子どもを育てることが必要であり、行政として制度づくり及び地域への働きかけをしてほしいということ。(3)は、「きずなの家 ともにいきる宝塚」ではブラジル人の子ども達が日本語の勉強をし、その保護者は料理教室を通じて交流をしているが、もう少しでこの施設に対する補助金が切れることから、今後も補助金にかわる方法でこの施設の充実を図ってほしいということである。

問2 外国籍の子どもたちへの生活・学習支援の取組状況は。

答2 平成23年度から日本語が苦手な子どもに対し、幼稚園、小学校及び中学校に母

言語の支援をするサポーターと第二言語として日本語を支援するサポーターを派遣しており、現在、29人を派遣している。外国籍の子どもは幼稚園1園に1人、小学校10校に18人、中学校5校に7人いる。使用言語については、ポルトガル語、スペイン語、ネパール語、中国語、英語、ロシア語、フィリピン語及びタイ語の8言語となっている。

問3 塾に通っていない児童・生徒が思うように進学できないのは問題である。貧困の連鎖についてはどう考えるか。

答3 現在、人権文化センターで中学生に対する教育支援を行っている。社会全体で子ども達を育てていく方向を示すのであれば行政が施策をつくって、手伝ってもらい民間の支援をしていく必要がある。まずは、行政が子どもたちを育てていくことを進めていかなければならないと考える。

問4 「幼稚園・保育所の施設・設備および定員の拡充をはかってください」との項目があるが、これは公立、私立の両方を指しているのか。

答4 それぞれの家庭の教育方針に合わせて、公立、私立に限らず幼稚園、保育所のどちらにでも選択できるように定員の拡充を求めているものと理解してほしい。私立の幼稚園・保育所に施設・設備の拡充を求めることについて、市に対する請願に反映させていくのが難しいということは認識している。

問5 請願の項目が多いので全てを実現することは難しい。願意は十分酌み取れるので、それでよいか。

答5 全てを実現することは難しいという事情は理解しているが、現場からの意見を集めて、優先度を考慮して今回は21項目に絞った。毎年同じような項目を挙げているが、いずれも切実な声であり、新しい社会課題が出たときには、それも知ってもらいたいので紹介をしている。また請願が採択されることによって国からの補助金のメニューが出た時に予算を付けやすいということも考えられるので、選び抜いた項目であると理解してほしい。多様な教育現場の声があることを理解してもらうために列記しているとともに、ここにはない項目であっても大事なことがあることは認識している。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討論 | なし |
| 審査結果 | 採択（全員一致） |

議案番号及び議案名

請願第19号 地域自治の推進に関する請願

請願の概要

<請願の趣旨>

第3地区自治会連合会のうち、宝塚小学校区内の自治会（15自治会のうち12自治会）は、平成25年から26年にかけて、宝塚市自治会連合会の運営に疑問を感じて、宝塚市自治会連合会から脱会した。

平成26年6月14日には、この地縁的で有機的なつながりの12自治会が、公平で民主的に運営することができるフラットな組織を結成し、その旨を宝塚市市民交流部に届け出た。

同年11月13日には、将来を見越して、ピラミッド型の住民自治組織ではどのような組織・規約を作っても、公平で民主的な運営ができない可能性を持っており、過去の失敗を再発防止できないという観点から、要望書を市長、議長、市民交流部長に提出した。それは、単位自治会を市全体で20から30の団体にグループ化し、それぞれに市行政が公平に連携を保つ仕組みの構築であった。要は大きなピラミッド型組織を作らないというものであった。

それに対して、市長からの同年12月15日付文書で、その仕組みを通じて行政情報の発信をはじめ、市政への協力をお願いしたいとの回答を得ると同時に、複数できた仕組みに平等に対応するとの満足のいく回答であった。

そのため、同会では、その後12自治会を16自治会、9000世帯に拡大し運営してきた。

一方、平成26年11月には、市長の意向によりできた「宝塚市住民自治組織のあり方に関する調査専門委員」が発足し、平成28年4月19日にその報告書が提出された。

その報告書によると、住民自治組織としては小学校区単位の自治会と連携したまちづくり協議会がベストであると結論づけられている。これは、本会が平成26年11月13日に要望したことと全く一致し、12月15日の市長からの回答書とも一致するものである。

そこで、請願者は「宝塚市住民自治組織のあり方に関する調査専門委員からの報告書」やそれに基づいて市が決定した「地域自治の推進に向けての今後の取組」に掲げられた内容を率先して推進したいと考えており、その区域のすべての自治会と連携を強化し、公平で民主的な明るい地域自治を行い、住民と宝塚市から信頼される地域自治のモデルケースとして取り組む所存であるとして、以下の項目を求めるもの。

<請願の項目>

小学校区の全ての自治会がまちづくり協議会と連携・協力している場合は、自治会の連合体を通して行っている市の事業等への協力を、まちづくり協議会を通して行

えるようにしてください。

<質疑の概要>

問1 請願者であるまちづくり協議会と自治会連絡会を構成する団体は何か。また、両会のエリアは同じか。

答1 宝塚小学校まちづくり協議会は宝塚小学校区内の15自治会以外にも民生児童委員など地域で活動している個人や団体等が入っている。宝すみれ自治会連絡会を構成する自治会は当初宝塚小学校区内の15自治会のうち12自治会であったが、現在はすみれが丘などの自治会をあわせ16自治会である。両会のエリアは全く同じということではない。

問2 宝塚市住民自治組織のあり方に関する調査専門委員の報告書にもあるような、小学校区単位の自治会と連携したまちづくり協議会について、市はどう考えるか。

答2 平成3年以降、20のまちづくり協議会ができたが、自治会との関係でなかなかうまく発展せず、第5次総合計画後期基本計画でも、重点項目として市民自治の確立の中で自治会とまちづくり協議会の連携促進を挙げて取り組んできた。また、「宝塚市住民自治組織のあり方に関する報告書」を受けて決定した「地域自治の推進に向けての今後の取組」に沿って市も具体的な事業を進めており、この請願はこのような市の取り組みに沿ったものと考ええる。

問3 本請願の項目にある内容であれば、活動に対する補助金は満額支給されるのか。

答3 本請願が採択されたらという前提での話となるが、引き続き市の事業等への協力をいただける場合は、自治会の連合体に所属していない場合でも満額支給する必要があると考える。

問4 自治会連合会と自治会ネットワーク会議は、一本化についてどういった活動をしているのか。

答4 自治会の連合体が2つあるのは、やはり不自然で好ましくないと考えていることから、市も参加して平成27年11月に第1回目、平成28年11月に第2回目の協議を行い、その後は毎月か2カ月に1回、これまで計8回、組織の一本化に向けて協議を進めてきた。具体的な協議に入るまで、自治会連合会の中で起こった事案についての前段の整理に時間がかかり、未だ組織が一本化するところまでは至っていない。

問5 「宝塚市住民自治組織のあり方に関する報告書」では、自治会の連合体の運営に関して行政は関与すべきでないと言われている中、一本化に関しては積極的に関与しており、一方で、こうしたまちづくり協議会単位でやっというとしてい

るのは、方向性がバラバラではないか。

答5 自治会連合会については昭和35年にできて以来長い間、市と連携してきたが、平成26年度に第3地区を初め多くの団体が自治会連合会から脱会し、平成27年2月に自治会ネットワーク会議を立ち上げられた。報告書では確かに市は関与すべきでないとされているが、1つの市で2つの自治会の連合体があるのは好ましくなく、一本化するところまでは市がかかわるべきとして3者で協議している。一本化した後どうしていくのかについては、団体の中で議論されるものと考えている。

問6 自治会の連合体を一本化していく流れに対し、本請願の項目にあるようなまちづくり協議会を通しての事業協力も認めていくのは、方向性が反対ではないか。

答6 もとからの請願者の要望は第三極の自治会の連合体を認めてほしいというものであったが、それでは自治会の連合体がさらに分裂する上、小学校区単位でない連合体を認めていくのは好ましくないと考えていた。今回、「宝塚市住民自治組織のあり方に関する報告書」や「地域自治の推進に向けての今後の取組」の決定を受けて本請願が出されたと考えている。市としても自治会がまちづくり協議会と連携協力することが重要で、地域自治の方向性にも合致していると考えており、自治会の連合体の一本化に向けては、小学校区単位でまとまっていくことを含めて協議をしていきたい。

問7 まちづくり協議会というのは、市の条例上どのような位置づけなのか。

答7 まちづくり協議会は、まちづくり基本条例等にも何ら規定はされておらず、そのため自治会とまちづくり協議会の関係性が曖昧との議論があり、進展してこなかった原因とも考えていることから、「地域自治の推進に向けての今後の取組」の中で条例化の検討を掲げている。ただ、まちづくり基本条例の中で、市の責務として「市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない」とあり、その趣旨はうたっている。

問8 自治会の補助金10割、7割というのは、どういう内容か。

答8 平成25年度まで、自治会補助金については、市は直接自治会に支払わず、自治会連合会に行政事務委託料を支払い、同連合会を通じて加入自治会に配分されており、同連合会に未加入の自治会には全く補助金を支払っていなかったが、現在は、自治会の連合体に加入する自治会に対しても、加入していない自治会に対しても補助金を交付している。自治会の運営や活動、行政の文書等の配付などの業務について7割分の補助金を交付し、残りの3割分は市の事業への参加や審議会委員の推薦等、自治会の連合体を通じて依頼する業務についての補助金との考えから、自治体の連合体に加入している自治会には10割支給することとしている。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 採択（全員一致） |